

父が仕事のために福島市に残り、母と2人の子が新潟県に自主的避難をしている家族4名について、二重生活に伴う生活費増加費用、面会交通費や平成24年1月以降の避難雑費等が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- 損害項目 ① 避難費用（交通費）
 ② 家財道具購入費用
 ③ 二重生活に伴う生活費増加費用
 ④ 面会交通費
 ⑤ 就労不能損害（申立人X2）
 ⑥ 精神的損害
 ⑦ 避難雑費

期 間 ①、②及び⑥については、平成23年3月11日から平成23年12月末日まで

③及び④については、平成23年3月11日から平成24年8月末日まで

⑤については、平成23年3月11日から平成23年8月末日まで

⑦については、平成24年1月1日から平成24年8月末日まで

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金3,038,800円の支払義務があることを認める。

（内 訳）

① 避難費用（交通費）	11,200円
② 家財道具購入費用	150,000円
③ 二重生活に伴う生活費増加費用	540,000円
④ 面会交通費	1,177,600円

⑤ 就労不能損害（申立人 X 2）	360,000円
⑥ 精神的損害	480,000円
⑦ 避難雑費（申立人 X 3 及び同 X 4）	320,000円

3 支払方法

（省略）

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

5 清算

申立人らと被申立人は、第1項に掲げる損害項目（ただし、同項の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務がないことを相互に確認する。ただし、第1項⑥及び⑦記載の損害項目及び期間については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年1月29日

（仲介委員 尾野恭史）